

# 感染症対策について

## (新型コロナウイルス感染症を中心に)

令和4年度 集団指導資料  
甲府市福祉保健部保健衛生室  
医務感染症課

**感染症対策にご協力をいた  
ただき、ありがとうございます  
います。**

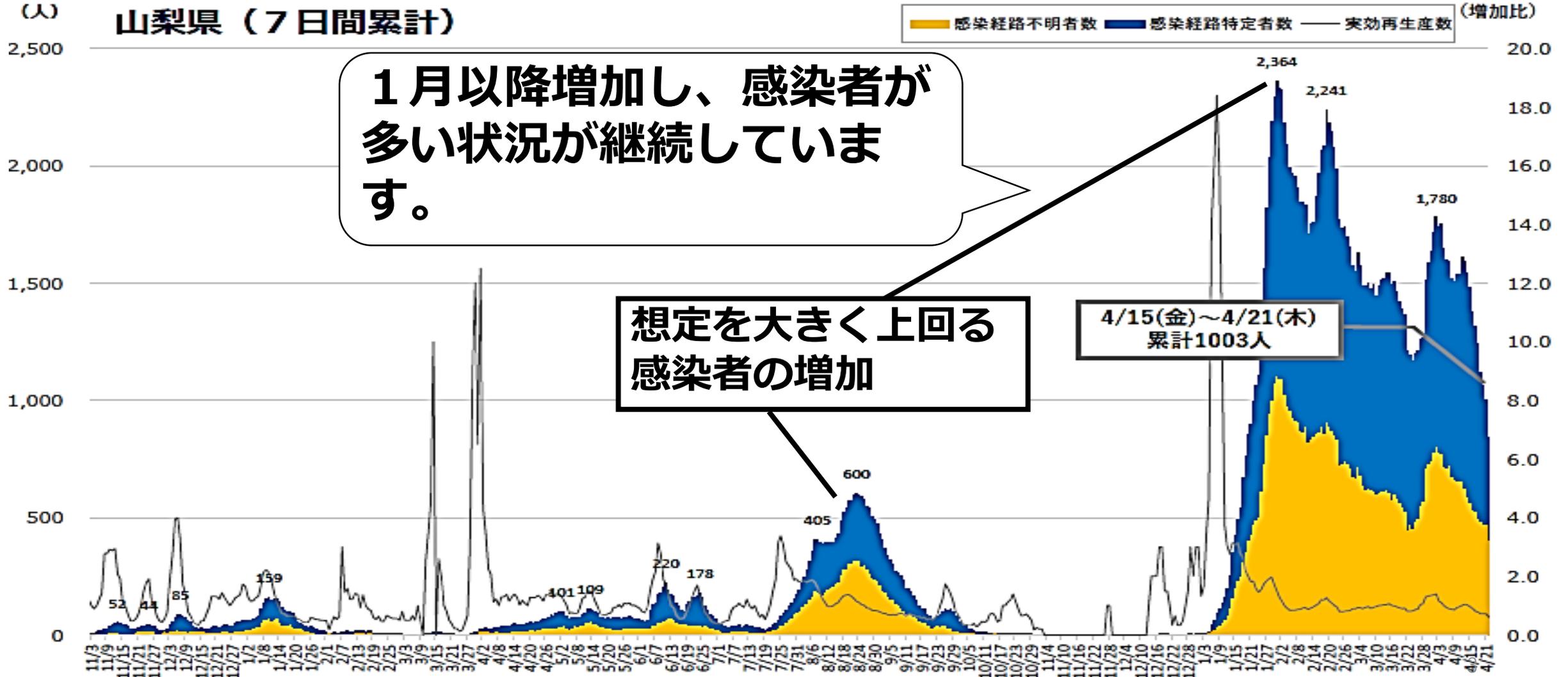
**引き続き感染症対策への  
ご協力をお願いします。**

# 1 新型コロナウイルス感染症の山梨県内の状況

## (1) 新規感染者数

山梨県のモニタリング週報

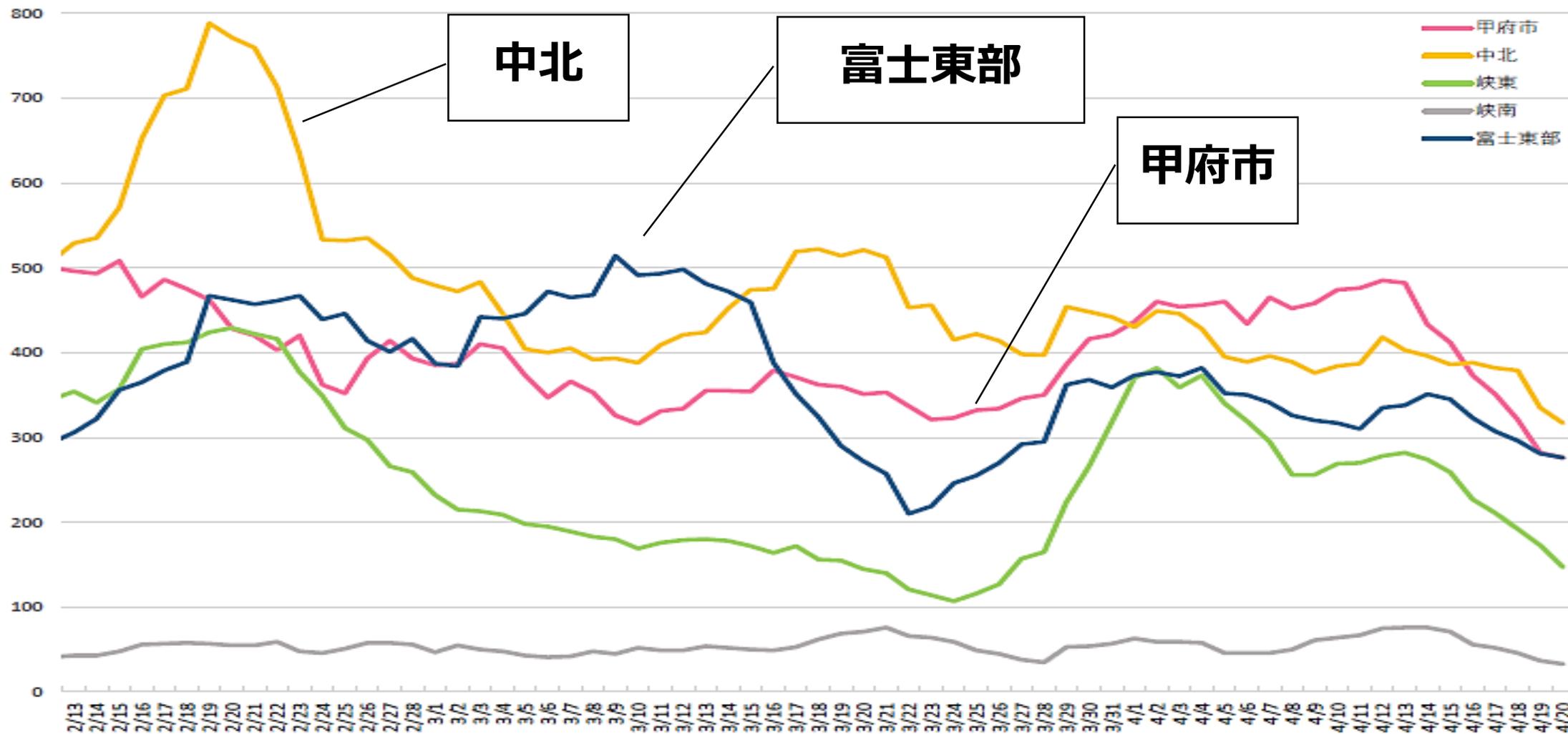
令和4年4月22日現在より



# (2) 山梨県内の地域ごとの発生状況

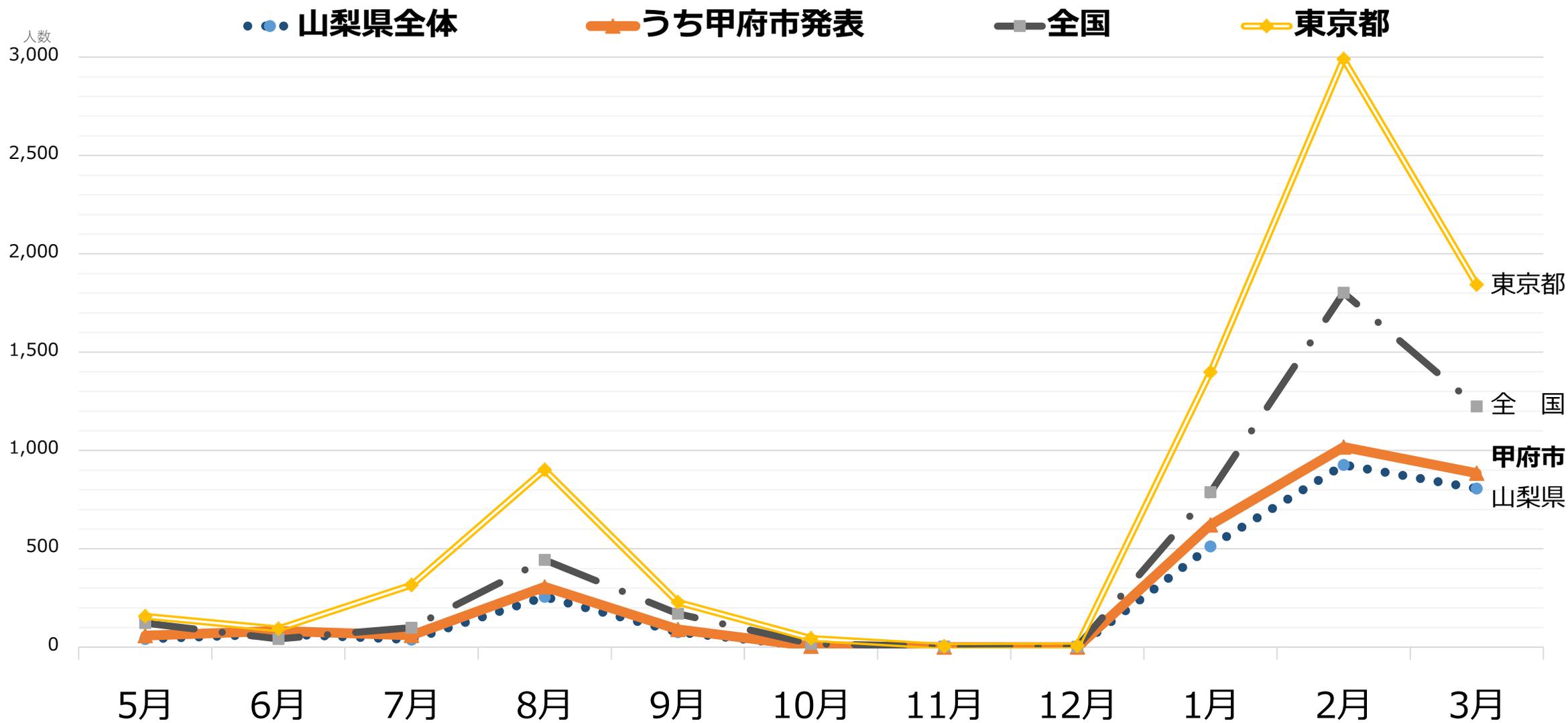
山梨県のモニタリング週報 令和4年4月22日現在より

(単位:人)



(注) 地域は、患者情報の公表における生活圏により区分。各地域の合計値は県内の患者数と一致しない場合がある。

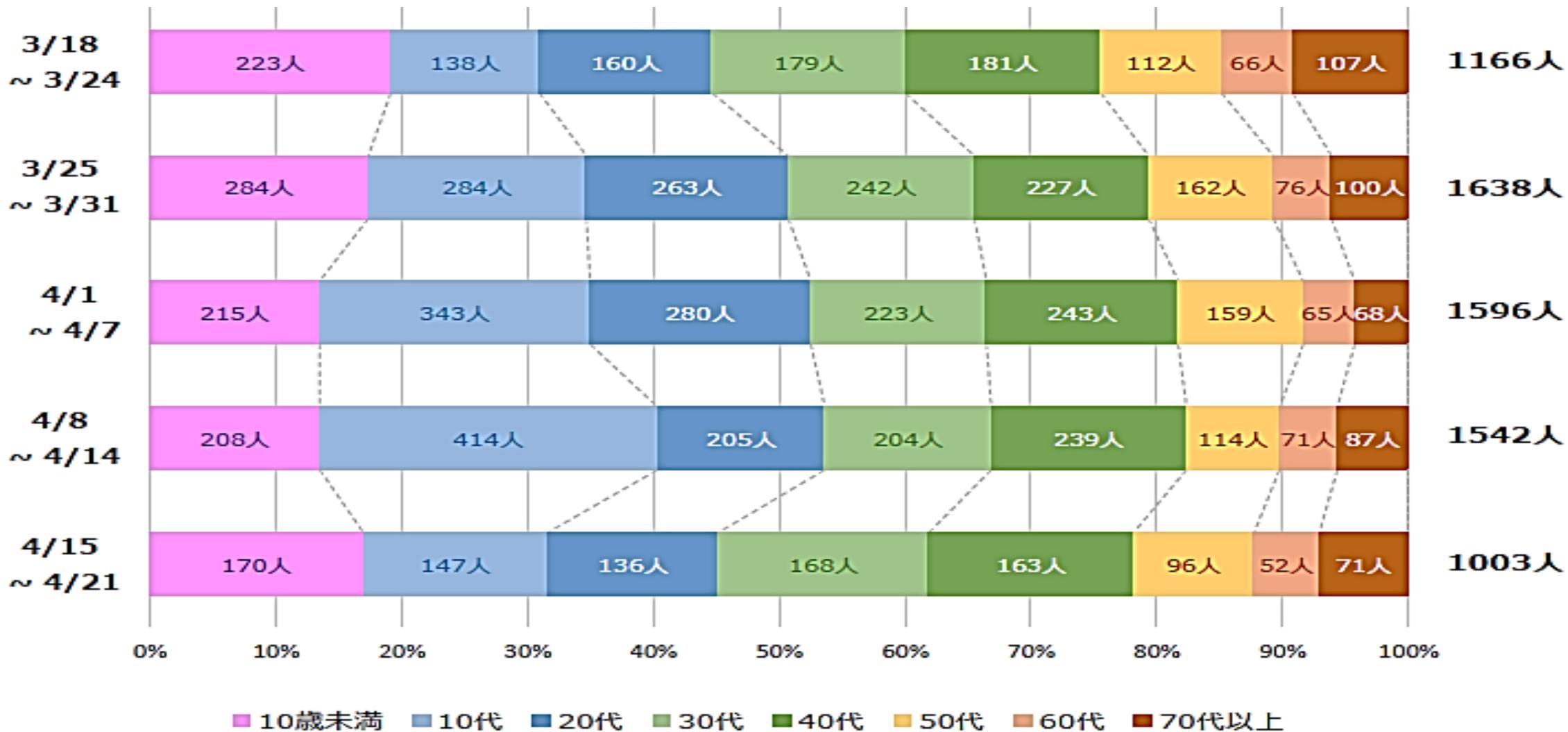
# (3) 人口10万人あたりの陽性者数



# (4) 新規感染者の年齢層 (年代ごと1週間累計)

山梨県のモニタリング週報

令和4年4月22日現在より



**若い年代の感染者が多い。**

# (5) 変異株の県内確認状況

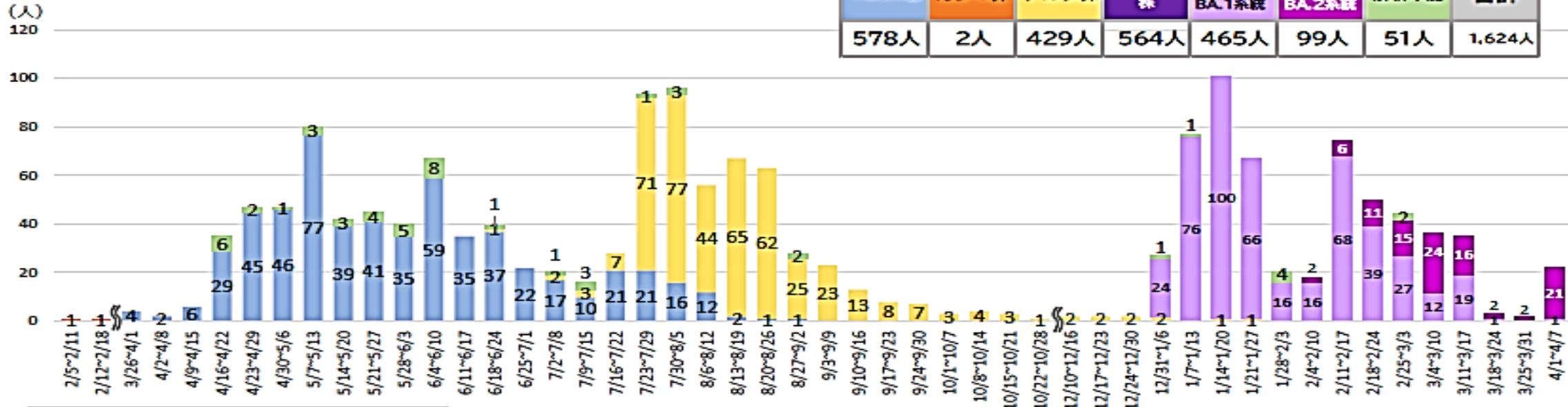
山梨県のモニタリング週報

令和4年4月22日現在より

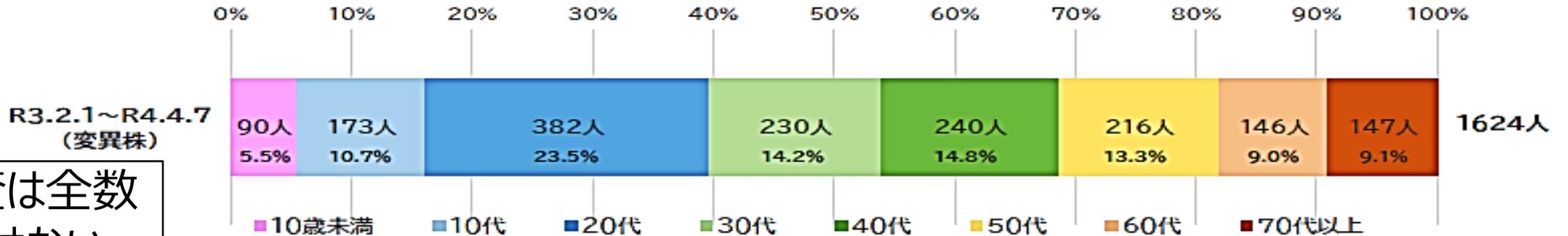
現在は、オミクロン株が主流

## 変異株ゲノム解析の状況

アルファ株	ガンマ株	デルタ株	オミクロン株	BA.1系統	BA.2系統	解析不能	合計
578人	2人	429人	564人	465人	99人	51人	1,624人



## 変異株の年代別確認数



検査は全数  
ではない

## 2 オミクロン株の特徴

新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの資料より

- ①潜伏期間が約3日（デルタ株では約5日）、デルタ株に比べ感染拡大のスピードが極めて速い。
- ②基礎疾患や肥満を有しない50歳未満の人の多くは感染しても症状は軽く、自宅療養で軽快している。
- ③オミクロン株による感染では、ウイルスが上気道で増殖しやすい特性に伴い、鼻汁、頭痛、倦怠感、咽頭痛などの感冒様症状の頻度が増加。また、嗅覚・味覚障害の症状の頻度が減少。
- ④家庭内での二次感染率が高く、高齢者や小児への感染が増加している。

### 3 濃厚接触者の特定・行動制限 及び積極的疫学調査について

オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、「B.1.1.529系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）にて、オミクロン株が主流の間の、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について示された、山梨県にて検討し、現在では次のようになっている。甲府市もそれに準じている。

# 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し

濃厚接触者は同居者のみ、待機期間の短縮

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

①濃厚接触者の特定・行動制限を求める。

②待機期間は、陽性者との最終接触または感染症対策開始日を0日目として7日間

③事業に従事する方が次の全てに該当する場合、待機期間の5日目に解除できる。

- 待機期間中、無症状であること
- 陽性者と最終接触した日から4日目と5日目の両日に当該濃厚接触者の所属する事業者が実施した抗原定性検査※（簡易検査キット）の結果が2回とも陰性であること

## (2) 事業所等で感染者が発生した場合

(医療機関や社会福祉施設等を除く)

① **保健所は、濃厚接触者の特定・行動制限を行わない。**

② **事業所等は、感染の可能性が疑われる従業員には、陽性者と最後にあった日の翌日から7日間**は次の事項を守るよう指示する。

- ・ 健康観察の実施（1日2回の検温、自覚症状の有無の確認）
- ・ 職場への出勤、不要不急の外出、他の人との接触は控える
- ・ 7日間の健康観察中に症状がない場合、8日目から出勤等が可能。
- ・ 待機期間が解除された後も、10日目までは検温など自身による健康状態の確認を続け、マスクの着用など感染対策を徹底する

### (3) 医療機関、高齢者・障害児者入所施設等で 感染者が発生した場合

○保健所は疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。

○濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

#### ※事業者が実施する4日目、5日目の検査について

- 検査は、事業者の費用負担(自費検査)により、薬事承認された検査キットを用いる。
- 検査の実施にあたり、事業者は別紙2「抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書」の①から⑤に対応する。

詳細は、山梨県ホームページ『事業所で陽性者が発生した際の対応について』を参照

## 4 甲府市保健所管内の事例（第6波～）

- クラスター発生（同施設内で5名以上の発生事例）
- ・ 介護サービス事業所 4件
- ・ 高齢者施設 9件
- ・ 障害者施設 5件
- ・ 保育園等 21件
- ・ 学校関係 27件

クラスターとならなくても施設等での患者発生多数あり

## 5 高齢者、障がい者の施設等の事例から

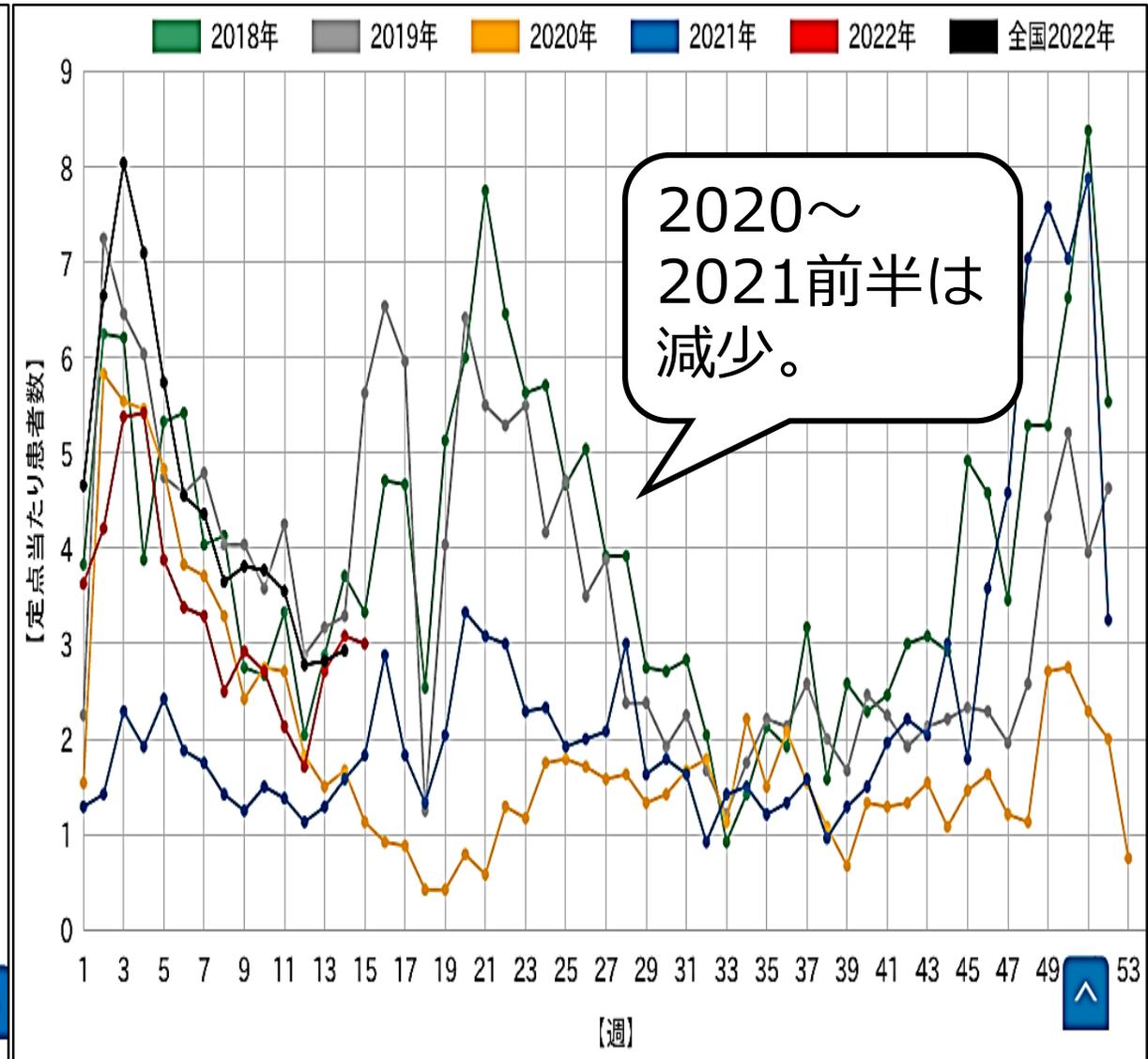
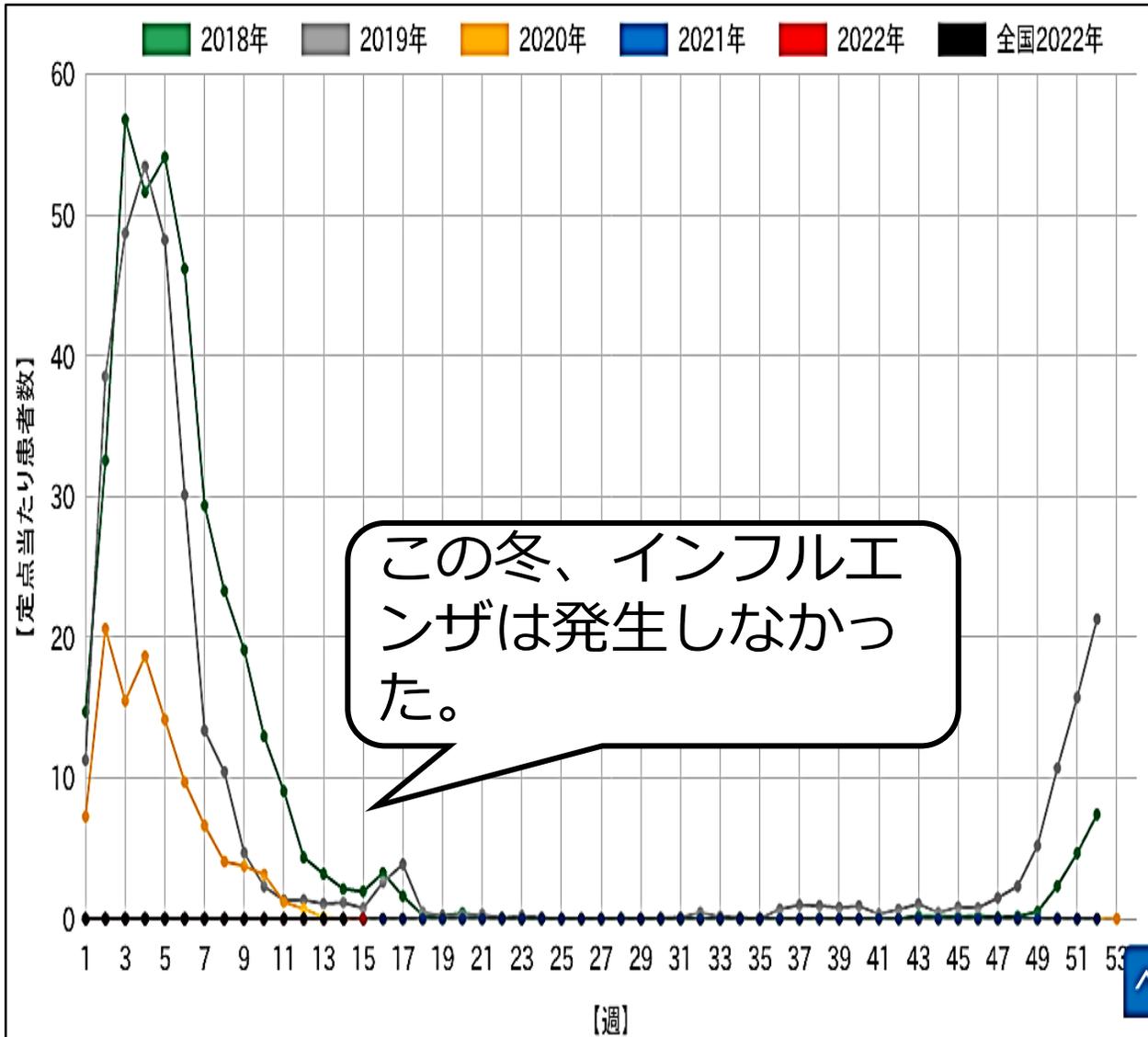
- 高齢者施設や障害者施設の入所者は外部との接触がなく、発症の経過等から、全て職員からの感染と思われる。
- 勤務中職員はマスクをしているが、利用者の多くがマスクをしていない。（一部、職員のマスク着用が不十分あり。）
- 介護では顔が近づく場面もあり、感染性の高い変異株では感染させている状況がある。
- ワクチンを接種していることで感染者の症状（発熱なし、のどの痛み、鼻汁）も軽く、職場に報告していない状況もあった。（ワクチン接種済みということという安心感も影響か？）
- 施設内の消毒や換気が不十分、屋外の喫煙所でも原因と思われる事例があった。

# 6 感染症対策

各事業者皆様の取り組みの継続により、新型コロナウイルス感染症だけでなく、その他の感染症の予防への効果も得られています。

感染対策マニュアル等を参考に、日頃の取り組みや発生時の対応について、職員全体で確認、必要な見直しを実施してください。

# 頑張っているけど、予防の効果はあるの??



以前より減少、また発生がないことから、感染予防の効果はあります<sup>16</sup>。

活用していますか？

# 感染対策マニュアル

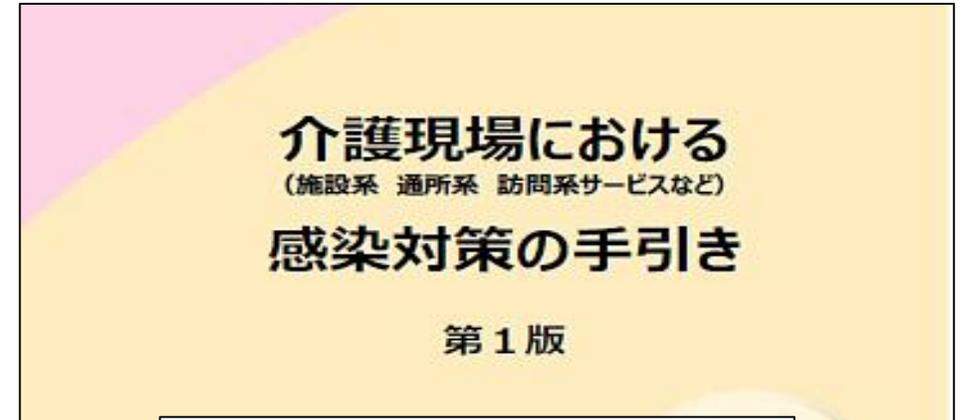
入所・訪問系もあり

通所系

障害福祉サービス施設・  
事業所職員のための

## 感染対策 マニュアル

保育所における感染症対策ガイドライン  
(2018年改訂版)



新しいものが随時提供されています。  
厚生労働省のホームページから確認しましょう。

# 感染予防のポイント

1 3つの密の回避

2 手洗い

3 咳エチケット

# 感染症対策のポイント

## 目標

- 新型コロナウイルスを持ち込まない（職員対策）
- 持ち込まれても、接触があっても、感染が広がらない環境の整備（職員、利用者）

## ポイント

- 1 利用者、職員の健康管理
- 2 手指消毒
- 3 個人防護具の使用
- 4 環境整備
- 5 換気
- 6 密を避ける
- 7 食事介助
- 8 入浴介助

# ☆利用者、職員の健康管理

(1) 健康管理票の記録、保管

(2) 職員

①出勤前の症状の有無の確認と有症状時の速やかな報告。

②新型コロナウイルス感染症患者を接触があった場合の速やかな報告。

③検査について、保健所に相談する。

④体調不良時はしっかり休む、休ませる。

(3) 利用者

①風邪症状など体調不良の有無

②食事量や活動の低下、呼吸状況の変化

**熱・せき・のどの痛みなどの症状がある場合は、  
早めにコロナの検査を受けられるようになりました。**

**<お近くの保健所へ相談してください。>**

■ **検査の対象者**

R2.9.10～山梨県の取組

- ・ 医療機関、高齢者施設、障害福祉施設、  
保育所・幼稚園、特別支援学校、消防本部などの職員で、
- ・ 発熱、かぜ症状（せきやのどの痛みなど）、味覚や嗅覚の異常の  
どれかひとつでも症状がある方。

**かかりつけ医、甲府市に居住されている方は甲府市保健所へ！！**

# ☆ 職員の休憩（休憩室、更衣室）

## 日常生活の対応

### (1) 休憩、食事、喫煙時

これを機会に『禁煙』しませんか？『卒煙プロジェクト』利用できます。

#### ① 十分な換気と確実な消毒の実施

② 2m以上、少なくとも1m以上、他の職員との距離をとる。

③ 喫煙はできるだけ1名で換気をしっかり。複数での場合は2m以上の距離をとる。

(2) 会話時はマスクを必ず着用する。マスクをしていないときは、話をしない。

(3) 日常生活での感染症対策の実施の継続(油断なく)

## ☆手指消毒

ケアの前後、きちんと1プッシュ適切な量を使用する。

### (1) 利用者

食事の前後、排泄後の手洗い、または手指消毒の実施

### (2) 職員

① 利用者ごと、ケアごとに**必ず**アルコールによる手指消毒、手洗いの実施

② 食事介助**前後**、口腔ケアの**前後**、排泄介助の**前後**、入浴ケア**前後**には、必ずアルコールによる手指消毒、手洗いの実施。

③ 手指消毒剤は、利用者が誤飲等しない場所に設置、または、職員が個別に消毒剤を携帯する。

# ☆ 個人防護具の使用

手袋、マスク、エプロン、ゴーグルを適切に使用する。

## (1) マスクの着用

①職員：勤務時間中は常時着用。着用時は、鼻と口を必ず覆う。

②利用者：着用が可能な方には着用してもらう。

(本当にできないか？練習も必要？)

## (2) 手袋：利用者ごとに交換

唾液、痰、血液、便、尿に触れるときは、必ず着用する。

## (3) エプロン：利用者ごとに交換

おむつ交換など、唾液、痰、血液、便、尿が職員の身体に飛散する可能性がある支援をする際はエプロンを着用する。

- (4) ゴーグル、フェイスシールド  
マスクの着用ができない利用者の食事、排泄（おむつ）、  
入浴介助を行う際に使用する。
- (5) 手袋、エプロンを脱いたら、必ず手指消毒または手洗  
いする。
- (6) 個人防護具の着脱方法は看護師やリーダーが指導する。  
日頃から手技を確認し、**正しい着脱方法**で使用する。
- (7) **事業所で個人防護具を確保**し、職員等が利用できる  
ようにする。

## ☆環境整備：清拭清掃の徹底、適切な消毒剤の使用

- (1) **高頻度接触面**を毎日アルコール等で清拭清掃する。
- (2) 食堂、会議室、作業場など職員や利用者が共有する場所にあるテーブルや、椅子、スイッチ、PCのキーボード、電話、物品、手すり等は使用後にアルコールで清拭する（裏側など手の届く範囲を広く）。
- (3) 食べこぼしは速やかに清掃除去する。
- (4) 共有部分をなるべく減らす。
- (5) 清掃・消毒は**毎日時間を決めて行う**。
- (6) 洗濯物は専用の物干しへ干す。手すりや椅子などに干さない。

## ☆換気

- (1) 換気扇や換気システムがある場合は常時使用する。
- (2) 換気扇を常時使用していても、時間を決め、少なくとも1時間に1回以上は、2方向の窓やドアを開け換気する。
- (3) 換気扇などがなく密閉性が高い場合は、30分に1回以上は換気する。
- (4) エアコンや空気清浄器の除菌機能を過信しない。
  - ・エアコンのほとんどは外気取り込みでない。
  - ・空気清浄機※は換気しつつ補助的に使用。(※それでもHEPAフィルター使用時のエビデンスしかない)

## ☆3密を避ける

- (1) 分散する、滞在時間を最小限にする。
- (2) 食事や休憩場所は、複数用意し、分散または交代制で使用する。
- (3) 利用者や職員が距離を取って利用できるよう、テーブルや椅子の配置を工夫する。
- (4) 入浴は、一度に行う人数を少数にする。

**☆について実践できているか、しっかり確認しましょう。**

# ◎ よくあるお問い合わせ 「陽性者が出たらどうしたらいいですか？」

感染者が発生した場合

流れや、やることを確認してください

<b>感染者</b> ※医師が診断	<b>情報共有・報告等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 速やかに施設長等に報告し、施設内で情報共有/指定権者、家族、主治医、居宅介護支援事業所等に報告</li> </ul>	<b>消毒・清掃等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 居室及び利用した共用スペースの消毒・清掃</li> <li>● 保健所の指示対応</li> </ul>	<b>疫学調査への協力等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者のケア記録や面会者の情報提供</li> </ul>	
	職員の場合	原則入院（症状等によっては自治体の判断）		
	利用者の場合	原則入院（高齢者や基礎疾患を有する者等以外の者は上記同様）		
<b>濃厚接触者</b> ※保健所が判断	職員の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅等待機を行い、保健所の指示に従い健康観察</li> <li>・ 濃厚接触者の長時間滞在した場所を換気、消毒・清掃</li> </ul>		
	利用者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則個室移動</li> <li>・ 部屋の換気を十分に実施</li> <li>・ 職員は使い捨て手袋とマスクを着用</li> <li>・ ケアの開始時・終了時に、手指消毒を実施</li> <li>・ 有症状者については、リハビリテーション等は実施しない</li> </ul>		

介護現場における（施設系通所系訪問系サービスなど） 感染対策の手引きより

## ◎ よくあるお問い合わせ

「陽性者が出たらどうしたらいいですか？」

## ◎ 保健所が行うこと

『疫学調査』や感染症対策への指導など

1 目的 感染のまん延防止や感染源の特定

### 2 調査等の内容

(1) 感染期（発症2日前から）の患者の行動や、利用者や職員との接触状況の詳細

(2) 感染期以前（発症14日前から）利用者、職員の健康状態、有症状者の有無

# ◎ よくあるお問い合わせ

## 「陽性者が出たらどうしたらいいですか？」

### 2 調査等の内容

- (3) マスクの着用や手指消毒、事業所内の清掃や消毒など、感染症対策の実施状況
- (4) 調査の結果、必要な感染症対策に関する助言・指導

### 3 保健所がお願いすること

電話での聴き取りのほか、次のことをお願いします。

#### (1) 感染期の接触者一覧の提出

**氏名、居住地、生年月日、連絡先、詳細な接触状況、症状の有無**

※事前にExcelなどで、利用者や職員の一覧を作成しておく  
とよいです。

# ◎ よくあるお問い合わせ

## 「陽性者が出たらどうしたらいいですか？」

### 3 保健所がお願いすること

**(2) 施設の感染症対策の確認**：施設訪問等により実施

**(3) 患者や利用者・職員の健康状態の確認**

利用時や出勤時の健康状態について、発症日以前に遡って確認することがあります。

**(4) 濃厚接触者等への連絡や検査への協力依頼**

保健所は、接触状況や感染予防策をなどを確認し、濃厚接触者や検査が必要な接触者を特定します。検査やその他必要な対策への協力をお願いします。

# 7 新型コロナウイルスワクチンの 有効性について

新型コロナウイルス感染症を予防する効果があります。接種を受けた人が受けていない人よりも、新型コロナウイルス感染症を発症した（熱が出たり、せきが出たりすること）人が少ないということがわかっています。（発症予防効果は約70～95%と報告されています。）また、感染や重症化を予防する効果も確認されています。

厚生労働省（2022年4月版）

新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識より

# 8 感染した人を責めない

～感染者とその家族に思いやりを～



○気を付けていても誰でも感染する可能性があります。  
不安な気持ちはみんな一緒です。

相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

職場内でも、理解と思いやりを♡

○退院後や、濃厚接触者になった利用者の健康観察期間中のサービス利用や提供についても、ご理解ご協力ください。

